

制 度 名	環境保全型農業直接支払交付金	主管課名	農業技術課 生産環境 G																	
		問合せ先	029-301-3936																	
目的・趣旨	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する事業を実施する農業者団体等への支援。																			
<p>[対象団体] 農業者の組織する団体等、一定の条件を満たす農業者等</p> <p>[対象事業] 化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組（以下、「5 割低減の取組」という。）、あるいは有機農業の取組と併せて、地球温暖化防止・生物多様性保全に効果の高い営農活動の実施を推進する事業。</p> <p>[補助要件等] ・主作物について、販売を目的に生産していること。 ・持続可能な農業生産に向けて実施すべき環境負荷低減や農作業安全の取組の実施（みどりのチェックシートに基づいて自己点検） ・「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」を 1 つ以上実施していること。</p> <p>[対象経費] 生産資材費等の掛り増し経費について、取組内容別に一定額を支援。 ＜全国共通取組＞※5 割低減の取組と組み合わせて実施 ・有機農業（「国際水準の有機農業」＝有機 JAS 水準に相当する取組） ・カバークロープの作付 ・堆肥の施用 ・リビングマルチ ・草生栽培 ・不耕起播種 ・長期中干し ・秋耕</p> <p>[補助限度額等] 支援単価 上限 14,000 円/10a（補助率 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4） ※有機農業の一部と堆肥の施用については支援単価が異なる。 ※国の予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業直接支払交付金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>環境保全型直接支払推進交付金</td> <td>10/10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	国	県	市町村	その他	環境保全型農業直接支払交付金	1/2	1/4	1/4	-	環境保全型直接支払推進交付金	10/10	-	-	-
区 分	国	県	市町村	その他																
環境保全型農業直接支払交付金	1/2	1/4	1/4	-																
環境保全型直接支払推進交付金	10/10	-	-	-																
〔令和 5 年度当初予算額〕 40,354 千円		〔令和 5 年度補助対象団体〕 44 市町村																		
〔備考〕																				